

「証券CFD取引約款」新旧対照表

改定日：平成28年8月17日（下線部分変更）

新	旧
<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>1. この約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様がGMOクリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の証券CFD取引（以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務関係を明確にし、お客様が当社の「オンライントレード取扱規程」に定められたオンライントレードサービスのうち、本取引に関するサービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用される際の取り扱いを定めるための取り決めです。</p> <p>2. 本約款において、「本取引」とは、金融商品取引法第2条第22項に規定される店頭デリバティブ取引であり、株価、株価指数、株価指数先物、<u>その他指数</u>を原資産とした証券CFD取引をいいます。</p> <p>3. 本取引は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。</p> <p>第4条(リスクと自己責任の確認)</p> <p>お客様は、本取引の特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>(1) 対象とする株価や株価指数、<u>その他指数</u>の変動、為替の変動、または金利調整額、権利調整額、価格調整額の受払いにより</p>	<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>1. この約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様がGMOクリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の証券CFD取引（以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務関係を明確にし、お客様が当社の「オンライントレード取扱規程」に定められたオンライントレードサービスのうち、本取引に関するサービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用される際の取り扱いを定めるための取り決めです。</p> <p>2. 本約款において、「本取引」とは、金融商品取引法第2条第22項に規定される店頭デリバティブ取引であり、株価、株価指数、株価指数先物を原資産とした証券CFD取引をいいます。</p> <p>3. 本取引は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。</p> <p>第4条(リスクと自己責任の確認)</p> <p>お客様は、本取引の特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>(1) 対象とする株価や株価指数の変動、為替の変動、または金利調整額、権利調整額、価格調整額の受払いにより差損を生じ、</p>

新	旧
<p>差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>附 則</p> <p><u>本約款における、その他指数を原資産とするC F D取引に係る規定は、平成28年8月20日より適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>

以 上